

熊本市高齢者介護用品支給事業仕様書

1 事業名

令和6年度（2024年度）熊本市高齢者介護用品支給事業

2 目的

熊本市に居住する在宅の高齢者（40歳以上65歳未満の者であって特定疾病に該当する者を含む。以下同じ）を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、寝たきり高齢者等の福祉及び衛生の向上と、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

3 対象者

熊本市高齢者介護用品支給事業実施要綱（以下、「要綱」という。）第2条の要件を満たし、要綱第5条または第6条の支給決定を受けた者。

4 対象地域

熊本市全域

5 履行期間

令和6年（2024年）年4月1日～令和7年（2025年）3月31日

6 支給品目

支給品目仕様書のとおり

7 支給限度額

対象者一人につき、1ヵ月あたり6,250円（消費税及び地方消費税を含む）以内の現物支給

8 業務内容

- （1）市が決定した支給品を申請者の居宅まで配送すること。
- （2）2ヶ月分をまとめて偶数月の15日までに納品することを原則とする。但し、新規決定や変更等の場合は、1ヶ月分または3ヶ月分の納品を認める。
- （3）各月16日以降に支給決定を受けた者に納品する場合、支給開始は翌月分からとする。
- （4）納品の際、利用者が要綱第6条及び第7条に規定する事由に該当していないか確認すること。該当する事実を確認した際は、速やかに担当地域包括支援センターに連絡を行うこと。
- （5）納品の際、専門知識に基づき、介護者に対して使用方法を指導すること。
- （6）支給品が、受託者の帰責事由により不良品である場合、受託者の負担により速やかに交換すること。

9 業務実施にあたっての注意事項

- （1）新規申請や変更申請の際、地域包括支援センター職員または担当の介護支援専門員と同行のうえ、利用者の介護状態等を確認し、必要な商品を選定すること。
- （2）納品の際、実績報告書に申請者から記名及び受領印をもらうこと。
- （3）支給品は未開封の状態で納品すること。衛生品であるため、再梱包等は禁止する。
- （4）実績報告書の提出は、原則として、支給月に納品した申請者全員分をまとめて、翌月15日までに提出すること。
- （5）請求書の提出は、原則として、支給月に納品した申請者全員分をまとめて、翌月20日までに提出すること。

支給品目仕様書

1 品名及び指示価格

	品 名	単 位	金 額
1	尿取りパッド（レギュラー）	1 枚	23 円
2	尿取りパッド（スーパー）	1 枚	29 円
3	夜用パッド（レギュラー）	1 枚	44 円
4	夜用パッド（スーパー）	1 枚	91 円
5	はくパンツタイプの紙おむつ	1 枚	122 円
6	テープ止めタイプの紙おむつ（レギュラー）	1 枚	97 円
7	テープ止めタイプの紙おむつ（スーパー）	1 枚	126 円
8	フラットタイプの紙おむつ（レギュラー）	1 枚	38 円
9	フラットタイプの紙おむつ（スーパー）	1 枚	75 円
10	おしりふき	1 枚	7 円

（全て消費税 10 % 込）

2 支給品目の共通事項

- （1）高分子ポリマーを使用していること（但し、テープ止めタイプのレギュラーは除く）。
- （2）内容物がずれないもの。
- （3）尿取りパッドは、サイドギャザーがついており横漏れを防ぐもの。
- （4）テープ止めタイプは、テープの付け直しが何度でもできるもの。
- （5）テープ止めタイプ・はくパンツタイプは、サイドギャザー・立体ギャザーがついており、横漏れを防ぐもの。

3 レギュラーとスーパーの違い等

- （1）尿取りパッド・フラットタイプの紙おむつ
 - ①レギュラーは尿 1～2 回分程度の吸収力があるもの。
 - ②スーパーはレギュラーの 1.5～2 倍の吸収力があるもの。
- （2）テープ止めタイプの紙おむつ
 - ①レギュラーは 2～3 回分程度の吸収力があるもの。
 - ②スーパーはレギュラーの 1.5～2 倍の吸収力があるもの。
- （3）夜用パッド
 - ①レギュラーは 5～6 回分（1,000ml 程度）の吸収力があるもの。
 - ②スーパーはレギュラーを超える吸収力があるもの。